

奈良県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保
安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十八年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡十津川村大字小坪瀬一〇の二、一一、一二、一
六、一九の一から一九の三まで、二〇の一、二〇の二、二一の一、二一の二

二 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字小坪瀬一〇の二・一一・一九の三・二〇の一・二〇の二・二一の一・二一
の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三)(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」）は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県農林部
森林整備課及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）